

第 17 章 消防応援計画

(趣 旨)

この計画は、消防組織法に基づき、消防応援について必要な事項を定める。

第 1 節 消防応援

(応援区分)

第 1 応援の区分は、次のとおりとする。

(1) 通常消防応援

本章における通常消防応援とは、消防組織法第 39 条に基づく、市町村消防相互応援をいう。

(2) 広域消防応援

本章における広域消防応援とは、消防組織法第 44 条、第 45 条に基づく、緊急消防援助隊の応援をいう。

第 2 節 通常消防応援

(応援出動)

第 1 この場合の応援出動は、隣接市町村消防からの応援要請又は、災害認知情報による応援要請を待たない出動によるものであるため、迅速な応援態勢を確立するものとする。

(部隊編成)

第 2 消防署長は応援に必要な車両を選択し、次のとおり派遣人員を決定する。

(1) 遠野消防署及び宮守出張所の隔日勤務当番者で編成する。

(2) 前号において欠員が生じる場合は、同隔日勤務者の日勤者又は非番者で派遣補充する。

(応援の決定等)

第 3 応援出動の決定は第 10 章第 2 節に基づき、次のとおり行うものとする。

(1) 応援協定に係る応援出動の決定は消防長が行うものとする。

ただし、消防長が不在の場合は消防総務課長が行うものとする。

(2) 覚書に係る応援出動の決定は消防署長が行うものとする。

ただし、消防署長が不在の場合は消防総務課長が行うものとする。

(警防体制の強化)

第 4 1 個中隊の応援派遣が見込まれる場合は、特別警防体制を図ることを原則とする。

2 第 4 の他、消防長又は消防署長が必要と認めた場合は、特別警防体制を図るものとする。

(支援体制)

第 5 消防総務課長は次の支援体制を所管する。

ア 応援隊の経費及び物資調達

イ 応援市町村等の連絡調整

ウ 情報収集と伝達(市町村及び報道関係)

2 保安施設課長は次の支援体制を所管する。

ア 応援隊との連絡調整

イ 交代要員及び物資輸送

ウ 情報収集と伝達(災害記録関係)

(応援派遣の運用)

第 6 応援派遣に係る運用については、消防署長が別に定めるものとする。

(事前計画)

第 7 保安施設課長は、応援協定に基づく事前計画を策定する。

第 3 節 広域消防応援

(応援出動)

第 1 この場合の応援出動は、「緊急消防援助隊遠野市消防本部応援実施計画」に基づき、次のとおり運用する。

(部隊編成)

第 2 応援要請により、消防長が必要と認めた場合は、次表のにより応援部隊を派遣するものとする。

登 録 派 遣 隊		登 録 車 両	
消火隊 1 隊 5 名	隊長 消防司令補以上	ポンプ 3 号車	(岩手 800 す 246)
救急隊 1 隊 3 名	隊長 消防士長以上	高規格救急 1 号車	(岩手 830 ひ 119)
後方支援隊 (未登録隊) 車両及び人員は適宜とする			

2 消防署長は、次のとおり派遣人員を決定する。

(1) 遠野消防署及び宮守出張所の隔日勤務週休者で編成する。

(2) 前号において欠員が生じる場合は、遠野消防署及び宮守出張所の隔日勤務非番者で派遣補充する。

(3) 派遣隊は、発災日を基準におおむね 3 日間の連続派遣とし、以後の交替にあっても 3 日間の応援派遣を原則とする。

(応援の決定等)

第 3 応援出動の決定は第 10 章第 2 節に基づいて、消防長が行うものとする。ただし、消防長が不在の場合は消防総務課長が行うものとする。

(警防体制の強化)

第 4 応援派遣が見込まれる場合は、特別警防体制を図るものとする。

2 消防長は、必要により特別警防体制の規模を縮小できるものとする。

(支援体制)

第 5 第 2 節に定める通常消防応援の支援体制に同様とする。

(応援派遣の運用)

第 6 応援派遣に係る運用については、消防署長が別に定めるものとする。

(事前計画)

第 7 保安施設課長は、応援協定に基づく事前計画を策定する。